

5 防疫マップマニュアルの整備

○内匠 夏奈子 八町 慶史 竹内 美穂

要約

特定家畜伝染病の発生時には防疫マップを用いた作業が必要となるが、現状では使用方法を習熟した職員は一部に限られている。そこで、防疫マップの作業について項目ごとに整理し、緊急時に誰でも作業を行えるよう、マニュアルを整備した。

防疫マップに関する主な作業として、特定家畜伝染病発生時における制限区域の設定、制限区域内の農場の抽出、制限区域内の字界（市町村境界）の抽出、消毒ポイント候補地の設定等が挙げられる。マニュアルでは、防疫マップへのログイン方法等に関する基本的事項について整理して記載するとともに、作業項目ごとに必要な手順を明確化した。手順では、初めて操作する人にも分かりやすいよう、実際の操作画面を例示して解説を記載した。また、的確な防疫対応を実施するためには、施設データの更新も重要である。小規模農場など今まで更新頻度の低い農場もあったが、鳥インフルエンザの流行もあり、全ての農場についてデータを更新した。畜産関連施設については、住所や電話番号などの基本的事項について再度確認を行った。GPセンターについては、個別に問い合わせを行い原卵の取り扱いの有無等について確認した。更新の手順についてもマニュアルとして整備し、定期的なデータの更新を徹底する。

今後、今回作成したマニュアルを活用し、防疫マップの円滑な運用が出来るよう対応を進める。

特定家畜伝染病の発生時には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場を中心とした移動制限区域や搬出制限区域の設定、制限区域内の農場の抽出などを行う必要がある。これらの作業は、防疫マップを用いて実施することができる。防疫マップとは、地図上に農場のデータを登録することで、農場ごとの位置関係や飼養頭羽数などについて把握することのできるシステムである（図1）。発生時にはこの防疫マップを操作し、各作業を迅速に行う必要があるが、現在防疫マップの操作方法について習熟して

いる職員は一部に限られている。出張や休暇等により、防疫マップを使用できる職員が所内にいない場合も考えられることから、防疫マップの作業について項目ごとに整理し、緊急時に誰でも作業を行えるよう、マニュアルを整備することとした。また、防疫マップに登録されている施設データについて、最新の情報に更新を行った。

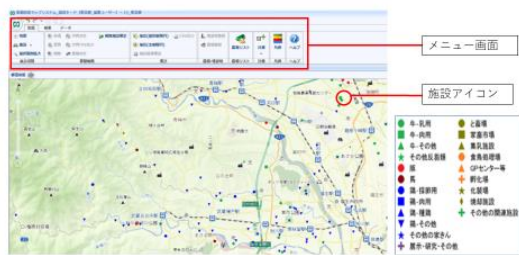


図1 防疫マップ操作画面



図3 制限区域内の字界の抽出

マニュアルの整備

今までも防疫マップの基本的な操作方法についてのマニュアルはあったが、発生時の作業について体系的にまとめたマニュアルがなく、必要な作業について曖昧な部分があった。そこで、発生時の作業に重点を置いたマニュアルの整備を実施することにした。

発生時の作業として、発生農場を中心とした移動制限区域、搬出制限区域の設定、制限区域内の施設および字界の抽出、地図画像の出力、消毒ポイント候補地の設定、死体や汚染物品等の搬出ルートの設定の6つに分類した。それぞれの内容について、実際の操作画面を例示し、操作手順を解説することで、初めて操作する場合でも分かりやすいように工夫した(図2~4)。



図4 防疫マップマニュアル

家畜での特定家畜伝染病発生時だけではなく、野鳥の鳥インフルエンザや野生イノシシにおける豚熱といった野生動物での特定家畜伝染病発生時にも、防疫マップを用いた作業が必要となる(図5)。



図2 制限区域の設定



図5 野生動物での発生時の作業

野生動物での発生時には、まず発見地点の緯度経度を地図上に登録する必要がある、農場での発生時とは操作手順が異なる。そのため、農場での発生時と、野生動物での発生時に項目を分け、それぞれ手順を記載

した。

そのほか、防疫マップへのログイン方法および基本的な機能や操作方法についても記載した。また、制限区域内の施設の抽出では、施設の住所や電話番号、飼養家畜の種類や頭数、発生農場からの距離などがエクセルで一覧となって抽出されるが、個人情報を含むため、このエクセルにはパスワードをかけることや、演習で制限区域の設定などを行った場合には、実際の発生時に混乱が生じないようにするため、演習後は設定を解除するなど、使用時の注意についてもマニュアルで規定した。

施設データの更新

防疫マップに登録されている施設データについては、家畜の飼養頭羽数や住所の変更、新規飼養施設の登録、廃業施設の削除など、定期的に更新を行う必要がある。家畜伝染病予防法第12条の4に基づき家畜の所有者から報告される定期の報告を基にして、毎年施設データの更新を行っているが、愛玩目的の小規模施設など、更新頻度の低い施設も存在していた。しかし、令和2年から令和3年にかけて鳥インフルエンザが流行し、都内でも飼養規模を問わず発生する恐れがあったことや、愛玩目的でのマイクロブタの飼養者が急増しているが、防疫マップには登録を行っていなかったことなどもあり、全ての施設についてデータの更新を実施した。

また、家畜の飼養施設だけではなく、と畜場やGPセンターといった畜産関連施設についても防疫マップに登録しているが、これらの施設についてはしばらく更新が行われていなかった。そこで、これらの施設

を管轄する衛生部局に対し、施設の住所や電話番号などの基本的な事項について本庁を通し問い合わせを行い、データの更新を実施した。GPセンターについては、原卵の取り扱いの有無や洗卵工程の有無についても必要な情報になるが、衛生部局からはそういった情報は提供されないため、個別に電話で問い合わせを行い、確認を行った。

施設データの更新手順についてもマニュアルを整備したため、今後は全ての家畜飼養施設について、毎年データの更新を実施する（図6）。

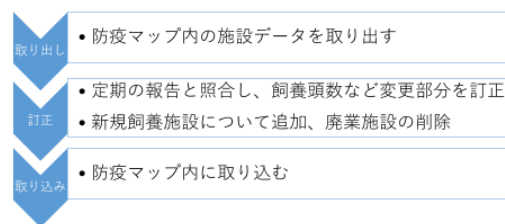


図6 施設データの更新方法

畜産関連施設については、施設情報について頻繁に変動はないと考えられることから、3年ごとに更新をすることとした。

まとめ

今回マニュアルを整備することで、普段操作に慣れていない職員でも、緊急時に防疫マップを用いた対応を実施することが可能になった。また、施設データの更新を実施したことで、防疫マップから農場の位置関係や飼養状況等についてより正確な情報が得られるようになり、防疫対応の改善につながった。

今後は、随時マニュアルの改善を行うほか、新規採用職員や異動職員に対し防疫マ

ップの使用方法について説明会を開催するなど、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫マップの円滑な運用に向けた対応を進めていく。